

産業交通水道委員会要求資料

令和2年8月
交 通 局

- 1 市バス車両リースの契約スキームについて
- 2 市バス車両リースの契約書（写し）
- 3 市バス車両のリース料と企業債償還金及び支払利息の費用負担比較（2両分）
について

1 市バス車両リースの契約スキームについて

(1) 市バス車両のリースによる調達目的

交通局における市バス車両の調達は、企業債を発行して購入し、18年間使用しています。しかし、現行制度下では、企業債は法定耐用年数の5年間で償還しなければならず、単年度当たりの企業債償還の費用負担が非常に重くなっています。

この負担の平準化を図るため、令和元年度に実施した企画提案募集の結果を踏まえ、バス車両2台について、令和2年度から18年間（予定）、リースによる調達を行うものです。

(2) 契約方法

セールアンドリースバック方式により、交通局とリース会社との間でリース契約を締結しています。

セールアンドリースバック方式とは、借手（交通局）が所有する物件（市バス車両）を貸手（リース会社）に売却し、貸手から当該物件のリースを受ける取引のことです。

具体的には、次のような方法で契約をしています。

ア 令和2年3月、交通局がリース対象となる車両2台を、他の更新車両と合わせて購入（イメージ図①）

2台分の購入金額は、約44百万円（税込み）

イ 令和2年4月1日、交通局からリース会社へ当該車両を購入金額と同額（約44百万円*）で売却（イメージ図②）

※「2 市バス車両リース契約書（写し）別紙1」に記載の金額

ウ 同日付で交通局が当該車両をリース会社からリース（イメージ図③）

(3) 契約期間

令和2年度から令和11年度まで（10年間）。ただし、交通局が希望すれば、10年経過後も2年毎に契約更新できるため、当初契約から起算して18年間車両を使用することができます。

(4) リース料 (イメージ図④)

購入金額 (売却金額) を, 車両の使用年数 18 年で割り戻した金額を基にリース料を算出しています。

具体的な金額は次のとおりです。

- ・年間リース料

約 44 百万円 ÷ 18 年 = 約 2.4 百万円

- ・当初契約のリース料 (10 年間)

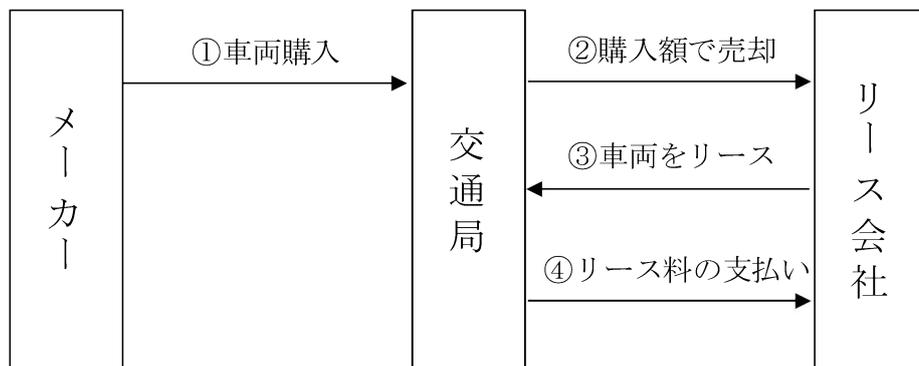
約 2.4 百万円 × 10 年 = 約 24 百万円*

※ 「2 市バス車両リース契約書 (写し) 別紙 2」 に記載の金額

- ・18 年間リース契約を継続した場合のリース料総額

約 2.4 百万円 × 18 年 = 約 44 百万円 (購入金額 (売却金額) と同額)

(イメージ図)



2 市バス車両リースの契約書（写し）

市バス車両リースに当たっては、交通局とリース会社との間で契約を締結しています。

今回、セールアンドリースバック方式を採用したことにより、リース会社との契約締結は、リース対象となる車両を交通局からリース会社に売却するものと、当該車両をリース会社から交通局へリースするものがあります。

別紙1 交通局からリース会社への車両売却に係る契約書（写し）

別紙2 リース会社から交通局への車両リースに係る契約書（写し）

物件売却契約書

- 1 物件名 大型ノンステップバス
- 2 数量及び単価 2両
- 3 契約金額 44,287,645円
(うち消費税及び地方消費税相当額 4,026,149円)
- 4 履行期限 令和2年4月1日
- 5 契約履行の場所 指示どおり

売渡人京都市を甲とし、買受人を乙として、上記事項及び裏面の条項により契約を締結するものとし、この契約書2通を作成して、甲乙各自1通を保有する。

令和2年4月1日

京都市右京区太秦下刑部町12番地

甲 京都市

代表者 京都市公営企業管理者

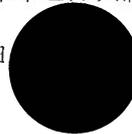
交通局長 山本 耕治



東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー34階

乙 株式会社リアライズコーポレーション

代表取締役 今福 洋介



(総則)

第1条 甲と乙とは、表記記載の契約に関して、この契約書に定めるもののほか、別添の仕様書、図面その他の関係図書（別に甲が指示する文書を含む。以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、誠実に義務を履行しなければならない。

2 乙は、当該契約を履行するうえで知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 この契約の履行に関し甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

4 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約の履行に関し甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法に定めるところによるものとする。

6 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法及び商法の定めるところによるものとする。

7 この契約に係る訴訟については、京都地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の履行)

第2条 乙は、表記の契約金額をもって、表記の履行期間について、表記の買取等を誠実に遂行しなければならない。

(売却内容の変更等)

第3条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ、売却等の内容の変更又は履行期間の伸縮を行うことができる。

(検査の実施)

第4条 甲は、この契約による乙の買取等の遂行に関し、検査を行うことができる。

2 乙は、前項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 乙は、第1項に規定する検査に合格しないときは、当該買取等を中止し、又は改善を行わなければならない。

この場合において、これに要した費用は、乙の負担とする。

4 前3項の規定は、前項の規定により買取等を改善する場合について準用する。

(遅延損害金)

第5条 乙は、自己の責めに基づく理由により買取等を遅延したときは、遅延損害金として、遅延日数に応じ、1日につき契約金額の1,000分の1に相当する金額を甲に納付しなければならない。ただし、既に一部の買取等を履行しているときは、その部分に相当する金額を控除して算出した金額とする。

2 前項の日数の計算に当たっては、第4条第1項の規定による検査に要した日数は、算入しない。

3 前2項に定めるもののほか、乙が契約期間内に物品等の引取りを完了せず、甲が物品等の保管の場所を変更し、又は第三者に保管を委託した場合の費用は、乙の負担とする。

(損害の負担)

第6条 当該契約に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害については、この限りでない。

2 物品等の売却は、現有のまま引渡しを行うこととし、物品等の処分、再取引に必要な費用が発生しても、全て乙の負担とする。

(契約の解除)

第7条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、契約を解除することができる。

(1) 買取等の誠実な遂行ができる見込がないとき。

(2) 正当な理由がないのに買取等を中止し、又は誠実な遂行をしないとき。

(3) 契約の締結に当たり、不正の行為があったとき。

(4) 買取等の遂行に当たり、正当な理由がなく甲の指示に従わなかったとき。

(5) 履行期間が終了するまでに、契約を締結する能力を有しない者又は破産者になったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、契約条件に著しく違反したとき。

2 乙は、第1項の規定により契約の解除があったときは、甲にその損失の補償を求めることができない。

3 乙は、第1項の規定により契約を解除した場合において、既に一部の買取等の遂行があり、売却代金の納入がないときは、直ちに未納金を納入しなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第7条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は、総額契約にあっては契約金額の10分の1に相当する額を、単価契約にあっては契約単価に予定数量を乗じて得た金額の10分の1に相当する額の範囲内で違約金として乙に請求することができる。

(1) 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第8条 甲は、継続的売買の場合において、第7条第1項各号に掲げる場合のほか、買取等の履行期間が終了するまでは、必要があると認めるときは、未履行部分の契約を解除することができる。

2 第7条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、甲の文書による承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、又はこの契約に係る権利を第三者に譲渡し、若しくはこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。

2 乙は、本契約に係る甲の売却物品等を処分し、又は第三者に譲渡し、若しくは使用させるときは、法令等を遵守するとともに、仕様書等及び甲の指示に従わなければならない。

(売却金額の支払)

第10条 乙は、甲が指定する期日までに、甲が定める手続により、売却代金を納入しなければならない。

2 乙が前項の期日までに売却代金を納入しないときは、遅延日数に応じ、甲は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定による割合で計算した額の遅延利息の支払を乙に請求することができる。

(紛争の解決)

第11条 この契約に関し、甲乙間に紛争を生じたときは、甲及び乙は、法令に従い、誠実に協議のうえ解決を図るものとする。
2 前項の規定による解決のために要する費用は、甲乙それぞれが負担する。

(個人情報の取扱い)

第12条 乙は、この契約の履行に関し、個人情報を取り扱う場合は、京都市個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(補則)

第13条 この契約書に定めがない事項については、京都市交通局契約規程及び関係法令によるほか、甲乙協議して定める。

特記事項

(乙の談合等の不正行為に係る甲の解除権)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のいずれかに該当することとなったとき。

ア 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき。

イ 独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき。

(2) 刑法第96条の6の罪について乙(乙が法人である場合にあっては、その代表者又は代理人、使用人その他の従業者。次号において同じ。)に対する有罪の判決が確定したとき。

(3) 刑法第198条の罪について乙に対する有罪の判決が確定したとき。

2 甲の解除に伴う履行部分の検査及び引渡し、前払金の返還その他の甲が契約を解除する場合(乙の履行が完了するまでに甲の都合により解除する場合を除く。)の措置に係る本則の規定は、前項の契約の解除について準用する。

(乙の談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第2条 乙がこの契約に関して前条第1項第1号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、命令又は処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(乙が暴力団員等であった場合の甲の解除権)

第3条 甲は、この契約の履行期間中において、乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者)が次の各号のいずれかに該当していたときは、契約を解除することができる。

(1) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であるとき。

(2) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号に該当することを知らず、当該者と契約を締結したとき。

(3) 乙が、第1号に該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(4) 乙が、第(1)号に該当する者の実質的支配を受けていると認められるとき。

2 乙が前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

4 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

5 乙は、本条により甲の解除を受けた場合において、乙に損害が生じたといえども、甲に対してその賠償を請求することはできない。

(不当介入の場合の報告書の提出等)

第4条 乙は、暴力団等による暴力、脅迫及びこれらに類する手段の行使を受けたとき、又は暴力的手段の行使による要求を受けたときその他の不当な介入(以下「不当介入」という。)があったときは、これを拒否するとともに、速やかに管理者及び京都府警察本部長に対して報告書を提出しなければならない。

2 乙は、暴力団等による不当介入により被害を受けたときは、直ちに管理者に対し報告するとともに、速やかに所轄の警察署に対して被害届を提出しなければならない。

3 甲及び乙は、暴力団等による不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれのあるときは、双方協議のうえ、履行期限を延期し、又は履行の内容を変更することができる。

(消費税等の率の変動に伴う契約金額の変更)

第5条 消費税法等の改正等によって消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、消費税等相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等相当額に変動が生じない場合は、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

大型ノンステップバス売却仕様書

京都市交通局

1 車種の数量及び内訳

売却数量・・・大型ノンステップバス 2両（内訳は以下のとおり）

No.	登録番号	車名	型式	車台番号	初度登録年月	配置営業所
1	京都200か 3837	三菱	2KG-MP38FK	MP38FK-70245	令和2年3月	西賀茂営業所
2	京都200か 3839	三菱	2KG-MP38FK	MP38FK-70252	令和2年3月	九条営業所

2 引渡場所

上記内訳による、売却対象車両の各営業所等とする。

3 物件の状態

以下の交通局資産の機器等を搭載している。

- ①フルカラーLED式行先表示器一式
- ②運賃箱一式
- ③音声合成放送装置一式
- ④車内案内モニター（車内中央部）
- ⑤バスロケーションシステム車載機器一式
- ⑥運行管理システム車載機器一式
- ⑦ドライブレコーダー一式

4 引渡し条件

売却物件については、交通局会計規程に則り用途廃止等の手続き後引き渡すものとする。

5 その他

本仕様書に疑義が生じた時、又は定めのない事項が発生した場合は、双方で誠意を持って協議し、当局の指示に従うこと。

※特記事項

売却物件のリサイクル料金については、当局において、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）に基づき、資金管理法である（財）自動車リサイクル促進センターに預託済みであるため、買受人は、**売却物件とは別にリサイクル料金を負担するものとする。**リサイクル料金完納後、買受人にリサイクル券を引き渡すこととする。

賃貸借契約書

- 1 物件名 大型ノンステップバス（リース）

- 2 賃貸借料 24,552,000円
(うち消費税及び地方消費税相当額 2,232,000円)

- 3 賃貸借期間 令和 2年 4月 1日から
令和 12年 3月 31日まで

- 4 設置又は使用場所 指示どおり

賃借人京都市を甲とし、賃貸人を乙として、上記事項及び裏面の条項により契約を締結するものとし、この契約書2通を作成して、甲乙各自1通を保有する。

令和2年4月1日

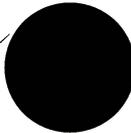
京都市右京区太秦下刑部町12番地

甲 京都市
代表者 京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治



東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー34階

乙 株式会社リアライズコーポレーション
代表取締役 今福 洋介



(総則)

- 第1条 甲と乙とは、表記記載の物件の賃貸借契約に関して、この契約書に定めるもののほか、別添の仕様書、図面その他の関係図書(別に甲が指示する文書を含む。以下「仕様書等」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、誠実に義務を履行しなければならない。
- 乙は、当該契約を履行するうえで知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - この契約の履行に関し甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
 - この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - この契約の履行に関し甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法に定めるところによるものとする。
 - この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法及び商法に定めるところによるものとする。
 - この契約に係る訴訟については、京都地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の履行)

第2条 乙は、表記の契約金額をもって、表記の期間、物件を甲に賃貸する。

(注意義務)

第3条 甲は、善良な管理者の注意をもって、物件を、本来の用法に従い使用するものとする。

(損害の賠償)

第4条 甲は、その故意又は過失により物件を損傷したときは、乙に対して、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲が自らの費用でこれを修繕したときは、これにかかる損害は賠償されたものとする。

2 前項の規定により損害を賠償する場合において、乙が加入している保険により補填される金額がある場合は、これを控除するものとする。

(検査の実施)

第5条 乙は、賃貸借期間開始前に物件を表記の設置場所又は使用場所に搬入し、又は設置し、甲の検査を受けなければならない。

2 乙は、前項の検査に合格しないときは、直ちに補修し、又は代替品を搬入し、若しくは設置しなければならない。この場合において、これに要した費用は、乙の負担とする。

3 前2項の規定による措置に必要な日数は、この賃貸借期間に影響しない。

(賃貸借料の支払)

第6条 甲は、前月分の賃貸借料について、乙からの適法な支払請求書を受領したときは、30日以内に乙に当該請求金額を支払わなければならない。

2 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による支払が遅れたときは、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定による割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(遅延損害金)

第7条 乙の責めに基づく理由により賃貸借期間開始時において甲が物件を使用することができないときは、甲は乙に対し、遅延損害金として、1日につき、この契約による賃貸借料の1日当たり相当金額の支払を請求することができる。

(事前協議)

第8条 甲は、物件の一部を取り替え、改造し、又は移動させるときは、事前に乙と協議しなければならない。

(一方的契約解除の禁止)

第9条 甲は、契約締結後、第10条第1項に基づく解除を除き、賃貸借期間の開始以前たと以後たとを問わず賃貸借期間が満了するまでは一方的に契約を解除することができない。ただし、残存する賃貸借期間に係る賃貸借料全額を乙に支払う場合は、この限りでない。

2 乙は、契約締結後、賃貸借期間の開始以前たと以後たとを問わず賃貸借期間が満了するまでは一方的に契約を解除することができない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 正当な理由がないのに賃貸借期間の開始日までに、賃貸物件を貸与しないとき、又は貸与できる見込みがないとき。
- 契約の締結又は賃貸物件の貸与に当たり、不正の行為があったとき。
- 賃貸物件の貸与に当たり、正当な理由がないのに甲の指示に従わなかったとき。
- 賃貸借期間中に成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者になったとき。
- 前各号に掲げるもののほか、契約条件に著しく違反したとき。

2 乙は、第1項の規定により契約の解除があったときは、甲にその損失の補償を求めることができない。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、既に一部の賃貸借があったときは、その部分に相当する額を支払うことができる。

(契約が解除された場合等の違約金)

第10条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、甲は、総価契約にあっては賃貸借料の10分の1に相当する額を、単価契約にあっては契約単価に予定数量を乗じて得た金額の10分の1に相当する額の範囲内で違約金として乙に請求することができる。

- 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合
- 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(賃貸物件の引渡し)

第11条 甲は、賃貸借期間が満了したとき、第9条第1項ただし書又は第10条第1項の規定により契約の解除があったときは、直ちに、賃貸物件を乙に引き渡さなければならない。ただし、甲乙協議により別の定めがある場合はこの限りでない。

2 前項の規定による引渡しを行う場合において必要な費用は、乙の負担とする。

(保守管理等のための立ち入り)

第12条 乙は、賃貸物件の保守管理等のため必要があるときは、甲の承諾を得たうえで、賃貸物件の設置場所又は使用場所に立ち入ることができる。

(義務の履行の委託の禁止等)

第13条 乙は、甲の文書による承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。

(賃貸物件の譲渡等)

第14条 乙は、賃貸物件を第三者に譲渡したときといえども、引き続き甲に対し本契約上の義務を負い、第三者から本契約の遂行に必要な権限を得なければならない。第三者からさらに譲渡された場合も同様とする。

(紛争の解決)

第15条 この契約に関し、甲乙間に紛争を生じたときは、甲及び乙は、法令にしたがい、誠意をもって協議のうえ解決を図るものとする。

2 前項の規定による解決のために要する費用は、甲乙それぞれが負担する。

(個人情報の取扱い)

第16条 乙は、この契約の履行に関し、個人情報を取り扱う場合は、京都市個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(補則)

第17条 この契約書に定めがない事項については、京都市交通局契約規程及び関係法令によるほか、甲乙協議して定める。

特記事項

(乙の談合等の不正行為に係る甲の解除権)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のいずれかに該当することとなったとき。

ア 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき。

イ 独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき。

(2) 刑法第96条の6の罪について乙(乙が法人である場合にあっては、その代表者又は代理人、使用人その他の従業者。次号において同じ。)に対する有罪の判決が確定したとき。

(3) 刑法第198条の罪について乙に対する有罪の判決が確定したとき。

2 甲の解除に伴う履行部分の検査及び引渡し、前払金の返還その他の甲が契約を解除する場合(乙の履行が完了するまでに甲の都合により解除する場合を除く。)の措置に係る本則の規定は、前項の契約の解除について準用する。

(乙の談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第2条 乙がこの契約に関して前条第1項第1号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、命令又は処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(乙が暴力団員等であった場合の甲の解除権)

第3条 甲は、この契約の履行期間中において、乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者)が次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であるとき。

(2) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号に該当することを知らず、当該者と契約を締結したとき。

(3) 乙が、第1号に該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(4) 乙が、第1号に該当する者の実質的支配を受けていると認められるとき。

2 乙が前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

4 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

5 乙は、本条により甲の解除を受けた場合において、乙に損害が生じたといえども、甲に対してその賠償を請求することはできない。

6 前5項の規定は、本文第14条の場合において、賃貸物件所有者が第1項各号のいずれかに該当する場合に準用する。

(不当介入の場合の報告書の提出等)

第4条 乙は、暴力団等による暴力、脅迫及びこれらに類する手段の行使を受けたとき、又は暴力的手段の行使による要求を受けたときその他の不当な介入(以下「不当介入」という。)があったときは、これを拒否するとともに、速やかに管理者及び京都府警察本部長に対して報告書を提出しなければならない。

2 乙は、暴力団等による不当介入により被害を受けたときは、直ちに管理者に対し報告するとともに、速やかに所轄の警察署に対して被害届を提出しなければならない。

3 甲及び乙は、暴力団等による不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれのあるときは、双方協議のうえ、履行期限を延期し、又は履行の内容を変更することができる。

(消費税等の率の変動に伴う契約金額の変更)

第5条 消費税法等の改正等によって消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、消費税等相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等相当額に変動が生じない場合は、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

市バス車両リース仕様書

京都市交通局

第1条 リース対象物

リース対象物は、令和2年4月1日付け物件売却契約書に基づき京都市交通局（以下「甲」という。）から株式会社リアライズコーポレーション（以下「乙」という。）に売却された以下の車両とする。

- (1) 車 種 三菱（大型ノンステップバス）
- (2) 型 式 2KG-MP38FK
- (3) 年 式 令和2年式
- (4) 車台番号 MP38FK-70245
MP38FK-70252

第2条 リース対象物の資産の帰属

「リース対象物の資産内訳について」（別紙1）に記載のうち、「2 リース対象物に含まれない資産」については、甲の所有に帰属する。

第3条 検査

賃貸借契約書第5条に定める検査の実施場所は、西賀茂営業所及び九条営業所とする。

第4条 費用負担

リース対象物に係る租税公課及び法定点検費用のうち、車検及び点検費用、重量税、自賠責保険料等甲が使用者であることにより納付義務のあるものは甲の負担とし、自動車税等乙が所有者であることにより納付義務のあるものは乙の負担とする。

第5条 広告使用权及び広告料収入

リース対象物の車内外における広告の掲出権（広告枠の設定、広告主の募集、料金設定その他広告に関する一切の権利をいう。）及びそれに伴う広告料収入は、甲に帰属する。ただし、乙は車体後部ガラス面右上に自社の名板ステッカーを無償で貼付することができる。

第6条 交通事故の対応

甲がリース対象物の運行等により交通事故を起こし、リース対象物又は第三者に損害を与えた場合は、その原因の如何を問わず道路交通法その他の適用法令に基づき、甲又はリース対象物の運転者は直ちに事故現場における危険防止措置及び負傷者の救護措置を講じるとともに、最寄りの警察署に届け出るものとする。ま

た、直ちに乙に事故の事実及びその内容を書面にて報告する。

第7条 第三者への損害賠償

甲がリース対象物の運行等により第三者に損害を与えた場合は、甲の負担により賠償する。

第8条 重要事項通知義務

1 甲に以下の各号の事項が発生したときは、甲は直ちに書面により乙に通知するものとする。

- (1) 詐欺、盗難その他の事由によりリース対象物の占有を失ったとき
- (2) 第6条に該当したとき
- (3) 住所移転等により、住所及びその他の重要な事項に変更があったとき
- (4) 代表者、商号等の変更、事業内容、経営組織に重要な変更があったとき

2 甲は、乙から請求があったときは、甲の事業の状況を説明し、毎決算期の計算書類その他甲の指定する関係書類を乙に提供するものとする。

第9条 リース終了時の取扱い

賃貸借契約書第11条に定める賃貸物件の引渡しに当たっては、甲負担によりリース対象物から甲の所有に帰属する資産を撤去した後、乙負担によりリース対象物を回収するものとする。

なお、回収後、乙がリース対象物の解体を行う場合は、道路運送車両法及び自動車リサイクル法に基づき適切な処理を行い、解体処理後は、「詳細登録事項等証明書」及び自動車リサイクルシステムの「使用済自動車処理状況画面」を印刷したものを添付した「局章等処理済報告書」(別紙2)を甲(自動車部技術課)に速やかに提出すること。また、リース対象物を日本国内でバス車両として再使用する場合は、乙負担により、リース対象物前面の交通局章を取り外すとともに、局名及び外部塗装は必ず消去のうえ(別紙3参照)、確認のために甲(自動車部技術課)に写真及び「局章等処理済報告書」(別紙2)を速やかに提出すること

第10条 その他

契約成立後は、乙は直ちに甲(自動車部技術課)と連携して、リース対象物の維持管理の情報を共有するとともに、本仕様書に記載のない事項が発生した場合は、必要に応じて協議を行い、別途定めるものとする。

(別紙 1)

リース対象物の資産内訳について

1 リース対象物に含まれる資産

- ・ 車両本体
- ・ 後方確認カメラ一式
- ・ 運行管理システム用車外アンテナ
- ・ 各種ステッカー類

2 リース対象物に含まれない資産

- ・ フルカラーLED式行先表示器一式
- ・ 運賃箱一式
- ・ 音声合成放送装置一式
- ・ 車内案内モニター（車内中央部）
- ・ バスロケーションシステム車載機器一式
- ・ 運行管理システム車載機器一式
- ・ ドライブレコーダー一式
- ・ その他

リース期間中に、株式会社リアライズコーポレーションの承諾を得て、京都市交通局が設置する機器等及び上記 1 以外の物

(別紙2)

局章等処理済報告書

令和 年 月 日

京都市公営企業管理者
交 通 局 長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者 氏 名

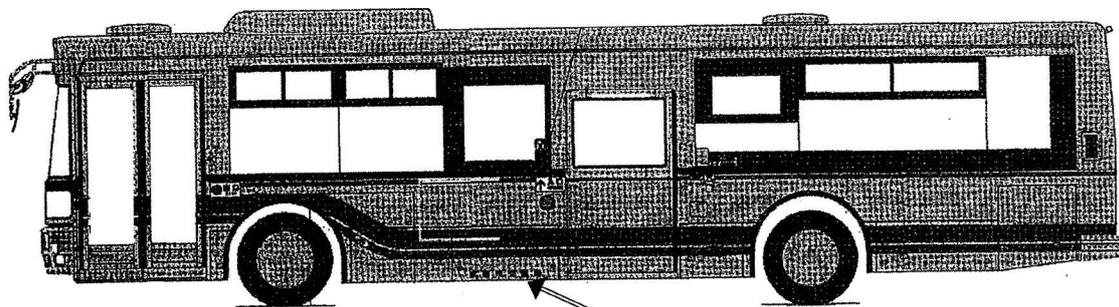
印

局章等の処理を行いましたので、下記のとおり報告します。

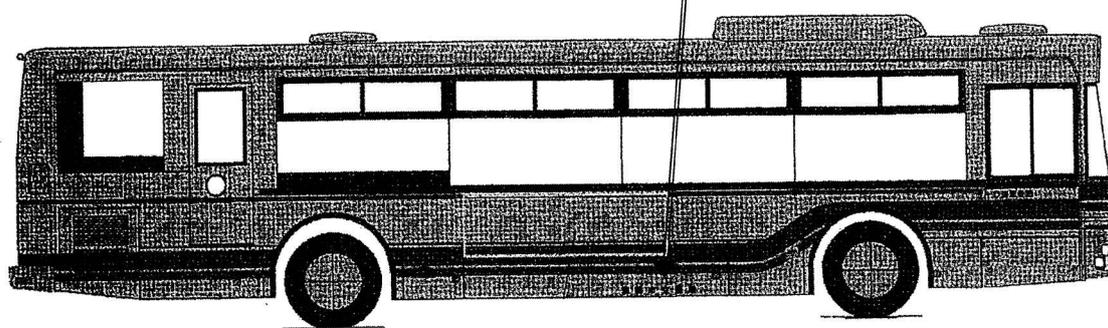
記

件 名	市バス車両リース
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
契 約 車 両 数	2 両
(うち処理済両数)	両
(うち未処理両数)	両 ※解体車両数

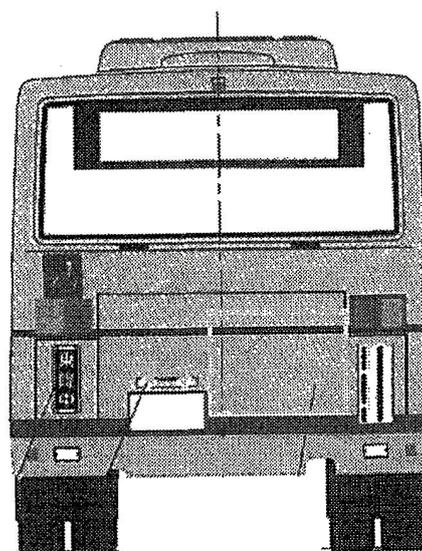
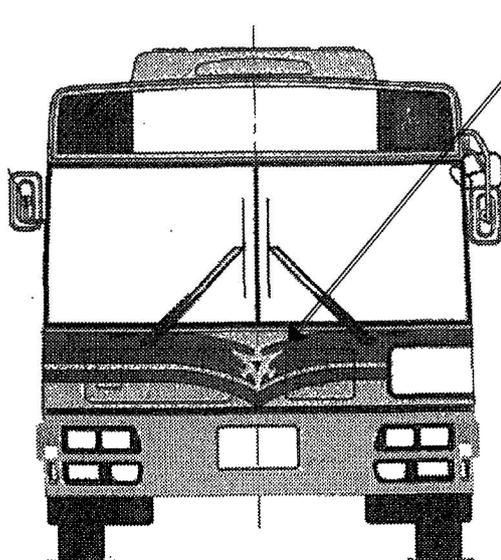
局章等の処理内容について



局名消去 (左右両面)



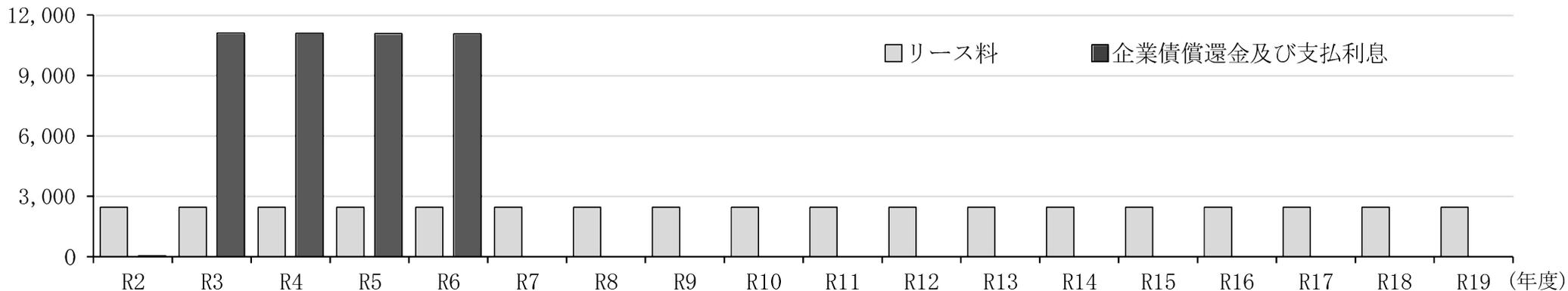
局章プレート of 取外し
(残影がわからなくなるよう塗りつぶすこと)



塗装については別の色に塗り替えるか、
濃い緑色のラインを消去し薄い緑色と同色にすること
別の色に塗り替えた場合、市バスと同様のデザインは不可とする。
その他、車台番号は消去すること (左右両面)

3 市バス車両のリース料と企業債償還金及び支払利息の費用負担比較（2両分）について

(単位 千円)



(単位：千円，税込)

区 分	当初契約（10年）										契約更新（2年毎）								合計
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	
リース料	2,455	2,455	2,455	2,455	2,455	2,455	2,455	2,455	2,455	2,455	2,455	2,455	2,455	2,455	2,455	2,455	2,455	2,455	44,194
	小計 24,552										小計 19,642								
企業債償還金及び支払利息	44	11,092	11,081	11,070	11,059	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44,348
差 引	2,411	▲8,637	▲8,626	▲8,615	▲8,604	2,455	2,455	2,455	2,455	2,455	2,455	2,455	2,455	2,455	2,455	2,455	2,455	2,455	▲154

注1 令和2年度から11年度までのリース料は、令和2年4月1日付けで交通局と株式会社リアライズコーポレーションが締結した賃貸借契約の金額で、令和12年度以降は、同額のリース料で賃貸借契約を2年毎に更新したと仮定して算出した金額です。

注2 企業債償還金及び支払利息は、企業債（1年据置き・4年償還，利率0.100%（令和元年度発行実績））を発行して2両購入したと仮定して算出した金額です。

注3 各項目で四捨五入しているため，合計で一致しない場合があります。